

はしがき

本書は『高校から大学への法学』の姉妹編として刊行された。2冊の企画趣旨は『高校から大学への法学』のはしがきにも記したことであるが、法学・政治学を学ぶ大学1・2年生に、高校での学習との連関を再認識してもらい、大学での教養・専門基礎科目への効率のよい橋渡しをしていただくことを意図している。法律や政治、政策系の学部・学科に合格した新入生（特に、準備期間の長いAO入試や推薦入試の合格者）には、なるべく早い段階で読んでもらいたい本と考える。また、教養科目「日本国憲法」、専門基礎科目「憲法入門」、「公法入門」の教科書にも最適である。

姉妹編同様、高校の地歴・公民分野で、大学の法学・政治学学習に必要な語は、山川出版社の6冊の用語集から選抜した。理科分野は、ブルーバックス・新しい高校理科教科書シリーズ（講談社、2006年）から選抜した。これらは、本書では太字で表記してある（英数国その他ももちろん軽視できない）。また、大学の教養・専門基礎段階で新たに押さえておくべき法学・政治学の語は、本書では下線つきの太字で表記した。これを今後の学習の起点としていただきたい。加えて、学習に寄与するため、各章には概念図、[Column]や[Keyword]、#補充的記載、それに章末に設問や参考文献を付したので、適宜利用して欲しいと思う。

憲法については、それこそ小学校以来勉強していることでもあり、また条文も少ないので、^く与みやすい心理が働く。しかし、「正解」を覚えて満足できた高校まで勉強（教育）とは異なり、大学以降の研究（学問）には「正解」などなく、断片的な知識を無秩序に書き散らせばよいものではないのである。自衛隊（の存在、海外派遣）のようないかにも政治的な事件ばかりではなく、ブライバシーを理由に裁判所はモデル小説の刊行差止めができるか、などといった問題についてまで、世の憲法問題・憲法事件には合憲・違憲の両論、それも理由の異なる主張が渦巻き、論争は永遠に続くようにさえみえる。

その中で、事案への「結論」が他人から求められる。大学で法律学をかじった者の宿命である。だが、神（教師？）の啓示の如き「正解」はない。自分で考え、自分で組み立て、自分で結論を出さねばならない。その際、独善だといわれないためには、基本概念、基本理論、（賛成するか反対するかはともかく）主要な判例（最高裁判所大法廷判決・決定）や通説・有力説は踏まえねばならないのである。これらを確認し、理論的に整理する必要がある。その段階で、大学での憲法学習の質の違いを理由に、高校までの憲法学習の知識を捨て去ってしまうのはモッタイナイと思う。また、ある制度や人権が、どのような歴史的経緯や思想を支えにしているのかは、専門科目の「憲法」では語る余裕がないことが多いので、初学者の段階で噛みしめておくべきであろう。

ただ、高校での学習は有用とはいえる、大学の憲法学習とのズレがないではない。特に、「人権の花形」といわれる表現の自由や、司法権・憲法訴訟に関する理論面、それに全体的に「争点」といわれる箇所のさまざまな学説や判決については、（仕方のないことではあるが）高校までの知識では足りず、初学者といえども新鮮な気持ちで学習に励んで欲しいと思う。

本書と『高校から大学への法学』の2冊の刊行にあたっては、『ベーシックテキスト憲法』（2007年）同様、法律文化社の小西英央氏に多大な貢献をして戴き、（誕生時の首相はすでに佐藤栄作であった）若輩の編者を支えていただいた。また、忙しい中、この企画に参加していただいた若手公法学者の皆様にも深く感謝したい（なお、「はしがき」の主張は編者のものであり、全執筆者を巻き込むものではない）。そして、読者の皆様の学習、学問、研究が進展することを祈ります。本書の性格上、参考にさせて戴いた先行業績の一部を章末に掲げるにとどめ、細かくは引用致しませんことをお詫び申し上げます。

2009年1月

君塚 正臣